

## 国立大学法人等の第 3 期中期目標期間における 年度評価実施要領の一部改正について（案）

### 改正事項

国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」）による評定等における評定区分の変更

### 国立大学法人評価委員会による評定等における評定区分の変更について

#### 【変更内容】

評価委員会による評定において、年度計画の進捗状況を示す評定区分に「中期計画の達成に向けて順調に進んでおり一定の注目事項がある」（仮称）を新たに追加する。なお、新たな評定区分は、「特筆すべき進捗状況にある」（以下「特筆」）と「順調に進んでいる」（以下「順調」）の間に設ける。

#### <変更理由>

- 現行の評価においては、全ての年度計画が十分に実施されている場合の評定は「順調」となる。その際、上位の区分は「特筆」の1つに対して、下位の区分は「おおむね順調に進んでいる」「遅れている」「重大な改善事項がある」の3つとなっている。
- このことから、課題・事件や不祥事が発生した際の評定への影響に比して、優れた点や注目すべき点が存在した際の評定への影響が小さく、よい取組が評価へ反映されにくい構造となっている。
- この点を改善するとともに、法人の優れた取組等をより適切に評価に反映することで各法人の特色ある優れた取組の実施を促すため、「特筆」と「順調」の間に新たな評定区分「中期計画の達成に向けて順調に進んでおり一定の注目事項がある」（仮称）を設ける改正を行う。
- なお、具体的には、注目事項が一定程度ある場合に、「中期計画の達成に向けて順調に進んでおり一定の注目事項がある」（仮称）を付すこととする。